法附則第十四条の九第三項に規定する特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の九第四項に規定する各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
法附則第十四条の十第一項第一号に掲げる額	
法附則第十四条の十第一項第三号に掲げる額	
法附則第十四条の十第二項に規定する確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の十第三項に規定する特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額	
法附則第十四条の十第四項に規定する各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における同条第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の二を乗じて得た額	
算定政令附則第四条の四第一項に掲げる額	
算定政令附則第四条の四第一項第三号に掲げる額	
算定政令附則第四条の四第二項に規定する調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額	
法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率	
法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率	
法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拠出率	

附則第二十二条の三の次に次の二条を加える。

第二十二条の四　法附則第十三条の八第三項及び法附則第十四条の七第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2　前項の規定は、法附則第十三条の八第三項及び法附則第十四条の七第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

第二十二条の五　法附則第十三条の八第三項及び法附則第十四条の九第三項の特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率は、当該特定健康保険組合の特例退職被保険者等である加入者見込数を当該特定健康保険組合の加入者見込数で除して得た率とする。

2　前項の規定は、法附則第十三条の九第三項及び法附則第十四条の十第三項の特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率の算定について準用する。この場合において、前項中「加入者の見込数」及び「加入者見込数」とあるのは、「加入者の数」と読み替えるものとする。

附則第二十四条に次の八号を加える。

九　法附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率

十　法附則第十三条の五の九第四項に規定する納付金確定拠出率

十一　法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率

十二　法附則第十四条の八第四項に規定する支援金確定拠出率

十三　法附則第十三条の八第四項に規定する納付金概算拠出率

十四　法附則第十三条の九第四項に規定する納付金確定拠出率

十五　法附則第十四条の九第四項に規定する支援金概算拠出率

十六　法附則第十四条の十第四項に規定する支援金確定拠出率

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第二百八十六号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）附則第十三条の五の八第四項及び第十四条の七第四項並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第十九条の二の規定に基づき、平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者納付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項及び附則第二十四条の規定により公示する。

平成二十七年五月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

区　分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	六十二円
高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）附則第十三条の五の八第四項に規定する納付金概算拠出率	○・○○一一八五七三
法附則第十四条の七第四項に規定する支援金概算拠出率	○・○一○六四四三○